

## 障がい者雇用応援減税に係る追加資料

労働雇用課

### 1 減税額の試算方法について（資料5-1）

- ・ 労働局が公表している平成26年度の障がい者の就職件数から試算した結果、減税対象件数は63件、減税額は7,052千円と見込んでいます。

### 2 減税額に対する効果について（資料5-2）

- ・ 県が実施する他の障がい者雇用関連施策ごとに、就労に結び付いた障がい者1人当たりの事業費を算出した結果は、資料2に記載のとおりです。減税制度は、他の事業のように障がい者の就職に直接結び付ける支援策とは違い、いわば事業主の採用意欲を後押しする制度であり、適当な金額であるものと認識しています。

### 3 減税という手段の妥当性について（資料5-3～5-6）

- ・ 障がい者の雇用促進のため、各ステージ別、支援対象者別に様々な施策を講じているところであり、減税制度はそのうちの一つとして位置付けています。減税制度のみをもって、障がい者雇用が促進されることを期待しているものではなく、他の支援施策と有機的に活用されることで更なる雇用促進を期待しています。（資料5-3）
- ・ 主な支援対象者は、従業員規模100人以下の事業所を想定しています。この規模の事業所には、障害者雇用納付金制度による支援が手薄であり、県ではここを主なターゲットとして、減税制度により支援するというものです。（資料5-4）
- ・ 障がい者を雇用する企業の財政面の負担軽減措置として、減税という手段以外に、助成金の支給が想定されます。（他自治体の状況は資料5-5）
- ・ 県の財政負担を試算すると、減税制度よりも助成金の支給の方が1,500万円程度増えることから、より県財政に与える影響が少ない減税制度の方がより適切なものと考えています。（資料5-6）

## 政策減税（障がい者雇用）による税収減額及び減税対象見込件数

労働雇用課

## 現状による試算

○平成26年度障がい者の就職件数から障害者を雇用した事業所数を推計する

障がい者の就職に関する状況（長野労働局から聞き取り）

- ・障がい者のうち、身体及び知的障がい者については、障がい者であることをオープンにして事業所に紹介している。
- ・障がい者のうち、精神障がい者については、その7割の人が、本人の希望により障がい者であることをクローズして、一般求職者として事業所に紹介している。
- ・事業所が雇用する障がい者数は9割が1人である。

## ○H26年度障がい者就職件数から障がい者雇用事業所数を推計

障害の別	就職件数(件) (A)	障がい者として就職した件数(件) 身体・知的 = (A) × 100% 精神 = (A) × 30% (B)	推計雇用事業所数 (事業所) (B) × 0.9
身体障がい者	595	595	536
知的障がい者	334	334	301
精神障がい者	939	282	254
計	1,868	1,211	1,091

## ○税務課資料から全事業所に対する課税対象事業所の割合、1件当たりの減税額を試算

区分	法人数	構成比(%) (a)	法人事業税税率	1件当たり減税額(円)
全体数(法人)	39,064	100.0		各区分の所得の平均値 に税率を乗じた金額の1/2 (30万を上限)
利益法人数(法人)	9,876	25.2		
年所得400万以下	5,602	14.3	3.4%	
400超800以下	1,407	3.6	5.1%	
800超1,000以下	409	1.0	6.7%	
1,000以上	2,458	6.3	6.7%	300,000

(各区分の所得平均値 ～400万円=1,309千円、400～800=5,853千円、800～1,000=9,098千円、1,000～=69,938千円)

## ● 減税対象見込件数及び減税見込額

区分	減税対象見込件数 (1,091-97※1) × 構成比(a) × 1/4※2	1件当たり 減税額(円)	減税額(円)
年所得400万以下	36	22,253	801,108
400超800以下	9	115,252	1,037,264
800超1,000以下	2	206,783	413,566
1,000以上	16	300,000	4,800,000
計	63		7,051,938

※1 障がい者を1人雇用してもなお法定雇用率未達成の企業を除外(法定雇用障がい者数が2名以上となる常用労働者数100人超の企業で雇用されている者は全体の82%)。また、事業所が雇用する障がい者数は9割が1人であるが、1人雇用してもなお法定雇用率未達成の企業は全体の12%)

【除外数: 1,091 × 0.82 × 0.9 × 0.12 ≈ 97所】

※2 対象見込のうち、1/4の企業が減税申請したと仮定

## 就労に結び付いた障がい者1人当たりの事業費比較

(全て平成26年度実績)

事業	総事業費(千円)	就職者数(人)	事業費(千円)／人
無料職業紹介事業	13,806	79	175
障がい者民間活用委託訓練事業	44,603	114	391
OJTによる障がい者就労促進事業(OJT推進員派遣事業)	2,757	32	86

	総減収額(千円)	就職者数(人)	減収額(千円)／人
減税制度	1,012	15	67



障がい者総合支援センター (就業・生活支援センター) (県)

OJTによる障がい者就労促進事業 (県)

障がい者民間活用委託訓練事業 (県)

無料職業紹介事業 (県)

ハローワーク (国)

障がい者雇用促進・職場定着支援事業 (県)

就労移行機能強化事業 (県)

特別支援学校  
就労支援総合事業 (県)

100人未満 100人超

各種助成金制度 (国)

障害者雇用納付金制度 (国)

減税制度 (県)

雇用を後押し!

国の制度が手薄くなる100人未満の企業を県が応援

長野障害者職業センター (ジョブコーチ) (国)

優先調達推進法 (国)

障がい者多数雇用事業所等優先発注制度 (県)

障がい者雇用支援体系

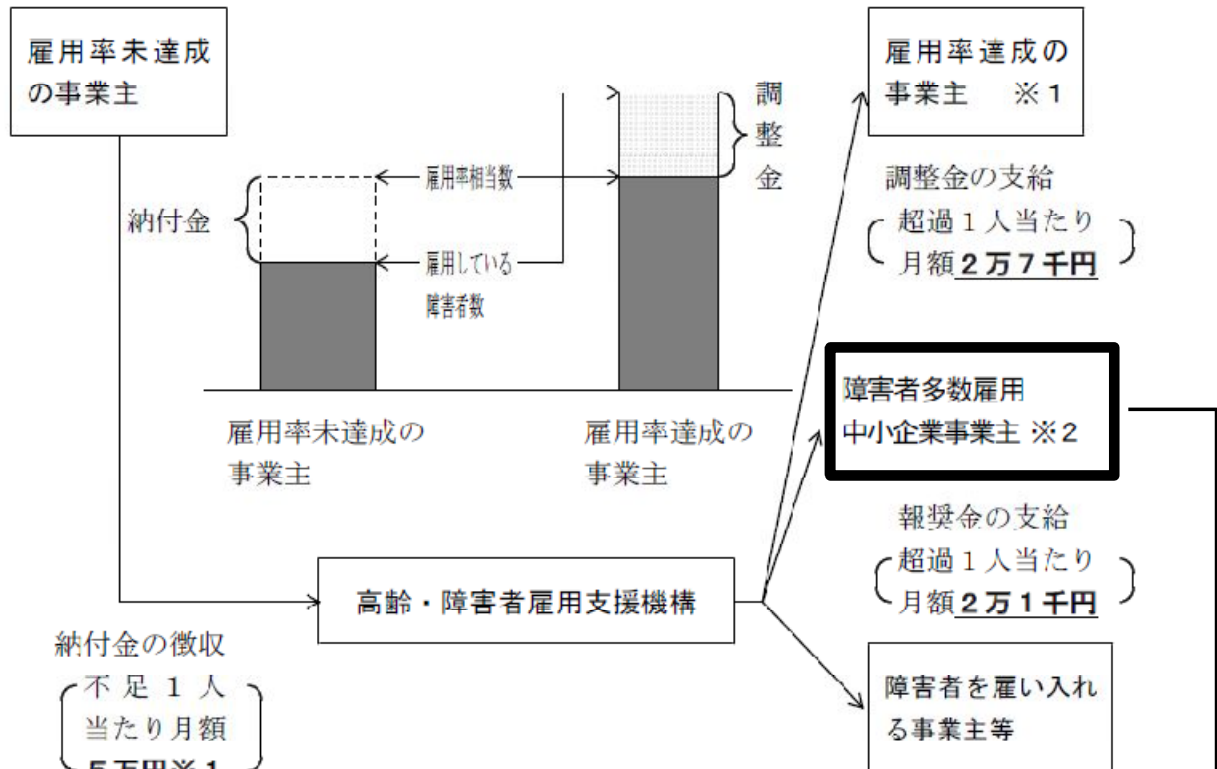
就職準備期

就職活動期

職場定着期

## 障害者雇用納付金制度の概要

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（**常用労働者200人超**）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用の促進等を図るための各種の助成金を支給している。



障害者を雇い入れるために、作業施設の設置・整備を行ったり、重度障害者の雇用管理のために職場介助者を配置したりする事業主等に対して助成金を支給

※1 常用労働者200人超（平成27年4月より常用労働者100人超となる。常用労働者200人超300人以下の事業主は平成27年6月まで、常用労働者100人超200人以下の事業主は平成27年4月から平成32年3月まで納付金が4万円に減額される。）

※2 常用労働者200人以下で障害者を4%又は6人のいずれか多い数を超えて雇用する事業主（平成27年4月より常用労働者100人以下の事業主となる。）

\* 上記のほか、障害者雇用納付金制度においては、在宅就業障害者又は在宅就業支援団体に仕事を発注した事業主に対して、特例調整金又は特例報奨金を支給している。

つまり

常用労働者が100人以下の事業主は、雇用障がい者数の年度間合計数が72.5人以上とされない限り、報奨金の支給対象とならない。

一方、減税制度では新たに障がい者を雇用する等の要件を満たせば、常用労働者数に関わらず減税の申請が可能。（100人未満企業は障がい者1人雇用すれば、法定雇用率は必ず達成）

他の地方公共団体における障がい者雇用に係る助成制度 (把握分)

都道府県、市町村	名称	要件	対象障がい者	支給額	助成対象期間
東京都	東京都中小企業障害者雇用支援助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定求職者雇用開発助成金又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給を受け、満了後も引き続き雇用を継続する事業主</li> <li>・ 中小企業であること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者、身体障がい者のうち45歳以上の者、知的障がい者のうち45歳以上の者、精神障がい者 (A)</li> <li>・ (A)の短時間労働者 (B)</li> <li>・ 上記以外の障がい者 (C)</li> </ul>	(A) 月額3万円/人 (B) 月額1万5千円/人 (C) 月額1万5千円/人	2年間
山梨県	障害者雇用安定促進助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本金の額が3億円未満又は労働者数が300人未満であること</li> <li>・ 障がい者を職業紹介事業所からの紹介により雇い入れた事業主</li> <li>・ 特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、満了後も引き続き雇用を継続する事業主</li> </ul>	障害者雇用促進法第2条第2号及び第4号並びに第6号に定める者 (身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者)	重度障がい者 6か月当たり10万円 (総額20万円) /人 その他 6か月当たり5万円 (総額10万円) /人	1年間
富山県	富山県知的・精神障害者雇用奨励金	一定数を超えて知的障がい者及び精神障がい者を雇用している事業主 (常用労働者数の3%相当数または1月当たり2人のいずれか大きい数)	一定数を超えて雇用している知的障がい者及び精神障がい者	月額8千円/人 (上限38万4千円)	48か月
愛知県	愛知県障害者定着雇用奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定求職者雇用開発助成金又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給を受け、満了後も引き続き雇用を継続する事業主</li> <li>・ 中小企業であること 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度身体障がい者、重度知的障がい者、身体障がい者のうち45歳以上の者、知的障がい者のうち45歳以上の者、精神障がい者 (A)</li> <li>・ (A)の短時間労働者 (B)</li> <li>・ 上記以外の障がい者 (C)</li> </ul>	(A) 月額7千5百円/人 (B) 月額5千円/人 (C) 月額3千5百円/人	特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間が終了した月の翌月から起算して、それぞれ36月から当該特定求職者雇用開発助成金の助成対象期間を控除した月数

※特定求職者雇用開発助成金とは・・・高齢者や障がい者などの就職が特に困難な者を、職業紹介事業者等の紹介により、2年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成するもの。勤務形態や障がい種別・程度や年齢に応じて、1人当たり30～240万円を支給

常用労働者数が100人以下の事業所における  
減税制度と助成制度との財政負担の比較

<基礎データ>

●平成26年度 民間企業における障がい者雇用状況(A)

規模(人)	企業数	障がい者数(人)	雇用障がい者全体に対する割合
50~99	722	989.5	18.2%
100~299	553	1,686.5	31.0%
300~499	97	654.5	12.0%
500~999	75	914.0	16.8%
1,000~	21	1,203.0	22.1%
計	1,468	5,447.5	100.0%

●平成26年度 ハローワークを通じた職業紹介状況(B)

障がい種別	身体(人)	知的(人)	精神(人)	計
企業規模別				
全体	595	334	939	1,868
~99人(※)	119	67	188	374

※(A)から、従業員規模99人以下の企業に雇用される障がい者を全体の2割と推計

純粋な企業数を推計  
374 × 0.9 = 337 (C)

I. 減税制度【(C)のうち、課税企業全てが減税申請した場合の税収減見込額(税務課資料から)】

所得区分	構成比	企業数(ア)	法人事業税率	所得区分別の平均所得(千円)	1件当たり減税額(円)(イ)	税収減見込額(円)(ア)×(イ)
全体	100.0%	337	—	—	—	9,371,517
欠損法人	74.8%	253	—	—	—	—
400万円以下	14.3%	48	3.4%	1,309	22,253	1,068,144
400万円超 800万円以下	3.6%	12	5.1%	5,853	115,252	1,383,024
800万円超 1,000万円以下	1.0%	3	6.7%	9,098	206,783	620,349
1,000万円超	6.3%	21	6.7%	69,938	300,000	6,300,000

II. 助成制度【(B)の従業員規模99人以下の企業において雇用された障がい者全てに助成金を支給した場合の推計額】

障がい種別	雇用障がい者数(人)		支給額(イ)	総額(円)(ア)×(イ)×12
	うち勤続年数3年以上(ア)			
全体	374	203	—	24,360,000
身体	119	93	月額10,000円/人	11,160,000
知的	67	40		4,800,000
精神	188	70		8,400,000

～助成制度の概要～

- 対象企業
  - ・従業員規模99人以下
  - ・特定求職者雇用開発助成金の支給を受け、満了後も引き続き雇用を継続する事業主(雇用した障がい者全てで当該助成金の支給を受け、期間は2年間と想定)
- 対象障がい者
  - ・身体、知的及び精神障がい者(重度、短時間労働者含む)
- 支給額 月額1万円/人(他県等における同様の制度から平均値から算出)
- 支給期間 12か月

※勤続年数3年以上の障がい者を算定基礎としたのは、国による助成金の支給が満了後も12か月以上継続して雇用され、県の助成金が支給される対象となる障がい者を算出するため。(出典:平成20年度障害者雇用実態調査)

減税制度と助成制度の金額の差  
 9,371,517 - 24,360,000 = ▲14,988,483円  
 ⇒助成制度は減税制度に比べて、財政負担が大きい